

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について

1 概要

地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく「長期継続契約」は、物品の借入れに関する契約及び役務の提供を受ける契約のうち、条例で定めるものについて、債務負担行為を設定しなくても翌年度以降にわたり契約を締結することができる制度です。

物品の借入れに関する契約のうちリースなどの契約については、複数年にわたり契約を締結することができるようになり、今まで毎年行っていた契約締結に係る事務が翌年度以降は軽減されます。また、毎年4月1日から年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある契約については、年度開始前から翌年度以降にわたる契約行為（入札等）を行うことができるようになり、効率的な事務運営ができるようになります。

2 長期継続契約の適用例

(1) 物品の借入れに関する契約

区分	適用例
① 事務用機器	庁舎及びその他の施設におけるOA機器等の借入れ（複写機、印刷機、電話交換機、電話機、ファクシミリリース等）
② 車両	公用車の借入れ（庁舎自動車リース等）
③ その他物品	設備・機械器具等の借入れ（緊急通報システム機器リース等）

(2) 役務の提供を受ける契約

区分	適用例
① 施設の設備等保守業務	庁舎及びその他の施設の設備、機器等の保守点検・管理等業務委託（暖房・空調設備保守点検業務、庁舎ボイラー保守点検業務、自動ドア保守点検業務、エレベーター保守点検業務、消防設備保守点検業務、給食排水処理施設保守点検業務委託等）
② 施設の管理・運営業務	庁舎及びその他の施設の管理・運営業務（庁舎清掃・警備業務、公民館管理業務、公務補業務、公衆浴場管理業務、葬斎場管理業務、水道・下水道施設管理業務委託等）
③ その他業務	システム等運用保守業務、ごみ収集業務、保育施設給食調理業務、福祉事業等に係る業務、スクールバス運行業務、水道メーター検針業務、システム・ソフトウェア等の使用許諾、物品の借入れに付随する保守業務委託等